

# アメリカン・ドリーム・ファンド ~イノベーションはいつの時代も高成長~



次世代を担うと期待される企業に投資する、「夢」のある投資信託「アメリカン・ドリーム・ファンド」。今回は、2016年2月末時点の組入銘柄をご紹介します。

## <カーターズ>

### 【会社概要】

会社名	Carter's, Inc.
本拠地	米国 ジョージア州アトランタ市
設立	1865年
従業員数	16,800人(16年1月現在)

保有比率	時価総額	2016年2月末現在
2.5%	52.6億米ドル	

\*上記保有比率は、マザーファンドにおける当該銘柄の保有比率を示しています。

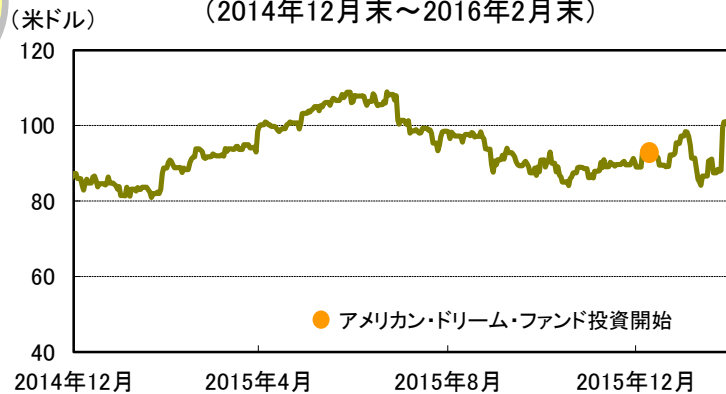
### 【財務データ】

(12月決算)	2014年	2015年	2016年予想	2017年予想
純利益	192.10	235.60	261.60	291.40
PER	23.10	19.63	19.97	17.67
EPS	3.62	4.50	5.08	5.74
自己資本	786.70	875.10	-	-

単位:100万米ドル(EPSは1米ドル)/PER:倍  
 ※上記【財務データ】2016年、2017年予想はRSインベストメンツの予想ではなく、ブルームバーグのコンセンサス(2016年3月11日時点)です。  
 \*EPSとは1株当たりの純利益のことです。  
 \*PERとは株価をEPSで割ったものです。利益に対して株価がどの程度買われているか見るもので、企業の株価水準を判断する指標となります。  
 (注)上記銘柄は当ファンドの特定の時点における組入銘柄の一例にすぎず、上記銘柄の値動きが必ずしも当ファンド全体の値動きと一致するものではありません。

### カーターズの株価推移

(2014年12月末~2016年2月末)



※当該データは過去のものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。  
 出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

### 【事業内容紹介】

- ▶ ベビー・子供服の最大手メーカーです。同社は「Carter's」「OshKosh B' gosh」「Just One You」「Precious Firsts」等の人気ブランドを多数保有しています。
- ▶ 同社製品は、快適な着心地で、乾燥機で乾かしても磨耗しにくい丈夫な素材、機能的で着脱しやすい作り、素朴で可愛いデザイン等に定評があります。中でも「Carter's」は、米国の赤ちゃんが1人平均10点以上を保有していると言われる、米国を代表するブランドです。
- ▶ 同社製品は、65カ国以上、約18,000店舗の直営店、百貨店、チェーン・ストア等で販売されています。また、2014年には北米市場向け、2015年には中国市場向けの通販サイトを開設し、オンライン販売も強化しています。

### 【注目ポイント】

- ▶ **業界第1位の地位**に甘んじず、積極的にブランド・イメージ戦略を実施しています。具体的には、ブランド・コンセプトを正しく反映するよう店舗や通販サイトの設計・デザインを徹底しており、店舗の改築や備品の刷新などを行っています。こうした戦略が功を奏し、米国ベビー・子供服市場で、**業界第2位の約2倍にあたる16%近くの業界シェア**を獲得しています。
- ▶ 中国語の通販サイトを開設した他、ブラジル、インド、チリ等でも店舗数を増やしています。今後も更なる増設を予定しており、新興国での販売拡大が業績に大きく貢献する見込みです。
- ▶ 販売拡大に加えて、コスト削減による利益率の向上にも注力しています。米国の大手チェーン・ストアと提携し、様々な地域のトレンドや嗜好に関する情報を収集する体制を築いており、こうした情報を分析し、各製品の生産量を適正化することで在庫削減に成功しています。今後は、通販サイトでの売上高伸張も、利益率改善に貢献すると見込まれます。



※上記は、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。

※写真はイメージ画像であり、当ファンドが保有する銘柄となら関係ありません。

- 当資料は、第三者から入手した内容をもとに作成しております。上記内容は当資料作成日時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- 上記は、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、組入銘柄は将来変更されることがあります。
- 次ページ以降の「投資リスク」「ご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

基準日:2016年2月末  
新生インベストメント・マネジメント株式会社

【投資リスク】詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

#### 《主な基準価額の変動要因》

##### 1.価格変動リスク(株価変動リスク)

当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券を通じて株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、大型株に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい中小型の株式を実質的な投資対象としますが、そうした株式の価格は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する株価と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。当ファンドの資産を直接株式に投資している場合にも、同様のリスクがあります。

##### 2.為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

##### 3.カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

##### 4.信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に中小型株は大型株に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額に影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

##### 5.その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、受付を中止することやあるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

#### 【ご留意いただきたい事項】

当資料は、新生インベストメント・マネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料中の記載内容、数値、図表等については、当資料作成時のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。なお、当資料のいかなる内容も将来の投資収益を示唆・保証するものではありません。ファンドは、値動きのある資産(また、外貨建て資産の場合、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて投資信託をご購入される受益者のみなさまに帰属します。取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご理解の上、ご自身でご判断ください。投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また元本や利回りの保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合は、証券会社と異なり、投資者保護基金の補償の対象ではありません。投資信託のお申込み時には購入時手数料、ならびに運用期間中は運用管理費用(信託報酬)等がかかります。

基準日:2016年2月末  
 新生インベストメント・マネジメント株式会社

【お申込みメモ】投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンド名	アメリカン・ドリーム・ファンド
商品分類	追加型投信/海外/株式
当初設定日	2007年6月29日(金)
信託期間	無期限とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、6営業日からお申込の販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取り消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込を取消す場合があります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解除することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
決算日	原則として、毎年6月12日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配金	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	300億円を上限とします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入換金のお申込はできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行休業日</li> </ul>
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税制上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

●お客さまが直接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

購入時手数料	購入価額に <b>3.78%(税抜3.5%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。	

●お客さまが信託財産で間接的にご負担いただく費用(消費税率が8%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの 運用管理費用・年率 (信託報酬)	<b>2.5380%(2.35%)</b>	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	<b>1.6956%(1.57%)</b>	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	<b>0.7560%(0.70%)</b>	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
	(受託会社)	<b>0.0864%(0.08%)</b>	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	運用の委託先の報酬		運用の委託先であるRSインベストメンツが受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末ならびに信託終了のときに支払われるものとし、その報酬額は計算期間を通じて日々、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とします。

基準日:2016年2月末  
 新生インベストメント・マネジメント株式会社

その他の費用・手数料	財務諸表監査に関する費用	監査に係る手数料等(年額105万円および消費税)です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	信託事務の処理に要する諸費用等	法廷書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了時および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。

※その他の費用手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続き・手数料等」をご覧ください。

## 【委託会社、その他関係法人】

委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等) 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号 加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)
販売会社	下記参照(募集・換金の取扱い・目論見書の交付等)
投資顧問会社	アールエス・インベストメント・マネジメント・シーオー・エルエルシー (米国小型成長株マザーファンドの米国株式等の運用の指図に係る権限を委託)

(2016年3月23日現在)

金融商品取引業者名(五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○	
アーク証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1号	○			
飯塚中川証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第1号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○		
日木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第31号	○			
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社 (「ダイレクトコース」及び「投資つみたてプラン」での取扱いとなります。)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第64号	○	○		
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第11号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第5号	○			
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
セントレード証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第74号	○		○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○			
田原証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第15号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
中泉証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第17号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○			
光証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第30号	○	○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネット証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
山形証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第3号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			